

（* 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精が特定不妊治療にあたります。）

●助成対象者

次の条件すべてに該当する方

- 1 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦（未届）
※対象治療の開始日において婚姻をしている夫婦であること
- 2 申請時において、夫又は妻のいずれか一方が、呉市に住民登録のある方
- 3 特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師が診断した方
- 4 国内の※指定医療機関（別に記載）で特定不妊治療を受けた方
 ※男性不妊治療については、経過措置として、現行制度と同様に、主治医の治療方針に基づき、指定を受けていない医療機関で治療を行い、主治医が証明書に領収金額等を記載した場合、助成の対象とする。
- 5 医師が証明書に記載した「今回の治療期間」の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦

●助成対象となる治療と助成対象範囲

- ・ 令和3年1月1日以降に治療が終了した特定不妊治療（体外受精・顕微授精）
- ・ 体外受精・顕微授精に係わる治療（別表1のA～F）で医療保険が適用されない治療
 ※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合は、助成の対象となりますが、卵胞が発育しない等により採卵以前に治療を中止した場合は、助成の対象外です。
- ・ 体外受精及び顕微授精（別表1のCを除く）に併せて行われた男性不妊治療（精巢内精子回収法等による手術、精子凍結料を含む）で医療保険が適用されない治療
 ※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も、助成の対象となります。この場合は、男性不妊治療のみの助成申請となり、特定不妊治療の助成回数1回に数えます。
 ※単独で行われた男性不妊治療は、助成の対象外です。
 ※文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用については、助成の対象外です。

別表1【体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲】

治療内容	採卵まで				受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	採精(夫)		新鮮胚移植		凍結胚移植				(胚移植のおおむね2週間後) 妊娠の確認
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与(自然周期で行う場合もあり)	胚移植		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施												助成対象
B 凍結胚移植を実施*												
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止												

* B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合
 * 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

●助成額(上限額を超えない場合は、千円未満切り捨て)

- 1 医師の証明書中、※治療内容のA, B, D, Eは、1回の治療につき、30万円を上限に助成します。
治療内容のC, Fは、1回の治療につき、10万円を上限に助成します。(※治療内容:別表1参照)
- 2 体外受精及び顕微授精(治療内容のCを除く)に併せて男性不妊治療を行った場合は、1のほか、1回の治療につき、30万円を上限に助成します。

●助成回数

*1子ごとに、初めて助成を受けた際の、治療期間の初日における妻の年齢が、39歳以下の方は43歳になるまでに通算6回、40歳以上の方は43歳になるまでに通算3回

※助成を受けた後、自然妊娠や助成を受けた治療にかかわらず、出産(妊娠12週以降の死産を含む)に至った場合は、希望により、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。(※リセットにより助成回数が増える場合のみ。)

※助成回数は、*1子ごとに、これまで受けた特定不妊治療の助成回数(都道府県、指定都市、他の中核市の助成回数を含む)と合わせて算定されます。

●申請期限

対象となる治療が終了した日の翌日から起算して、2か月以内に申請してください。

※治療が終了した日とは医師の証明書中、「今回の治療期間」の終了日

●申請書類

- 1 **様式第1号**「呉市不妊治療費助成事業申請書(一般(人工授精)・特定)」
- 2 **様式第2号**「呉市不妊治療費助成事業助成金請求書」
- 3 **様式第3号**「債権者登録申請書(新規・変更)」 ※初回申請時のみ。(登録内容に変更があった場合は再提出)
※口座情報が確認できる通帳等の写しを添付。
※振込口座は、申請者(請求者)本人名義のものを準備して下さい。
※1, 2, 3は同一人とし、※以降も同じ申請者及び印鑑で申請、請求してください。
※スタンプ印等は不可
- 4 **医師の証明書**
様式第4号(広島県統一様式)「不妊治療費助成申請に係る証明書」(特定不妊治療用)
- 5 **医療機関が発行した領収書(写し)**
※ 医師の証明書に記載された治療期間中のすべての領収書(写し)を添付してください。

●添付書類

- 1 **戸籍謄本** ※原則、1子ごと、初回申請時のみ添付(発行日から3ヶ月以内のもの)
※夫又は妻が世帯主でない場合や別世帯(別居)の場合、住民票で夫婦の続柄が確認できないときは、初回の申請以外でも戸籍謄本が必要です。
※夫婦が外国籍の場合や別世帯(別居)等の理由で、住民票で夫婦の続柄が確認できない場合は、初回の申請以外でも婚姻証明書等の公的証明書が必要です。
※事実婚の場合は、夫婦(未届)それぞれの戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書(別紙1)が必要。
- 2 **住民票(原本証明)世帯全員記載のもの** ※続柄等の記載のあるもの(マイナンバーの記載は不要)
※記載事項に異動がない場合は、発行日から3ヶ月間有効とし、前回申請時に提出した写しを添付することができます。(住民票の省略)
※ 2子目以降の治療に係る申請において、助成回数をリセットした場合は、住民票の添付が必要です。
※夫婦別世帯(別居)の場合、夫婦それぞれの住民票を添付してください。(※事実婚の場合も同様。)

●指定医療機関

1 呉市内の指定医療機関

医療機関名	住所	体外受精	顕微授精
笠岡レディースクリニック	呉市西中央1丁目3-9 5F	○	○

2 呉市外の指定医療機関一覧

〈外部リンク先〉

[不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業指定医療機関一覧（厚生労働省ホームページ）](#)

●申請・お問い合わせ

呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ(すこやかセンターくれ5階)の窓口で申請して下さい。
また、郵送も可能です。

お問い合わせ・郵送先
〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 すこやかセンターくれ5階 呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ 電話番号:0823-25-3540